

24町監第128号

2025年1月24日

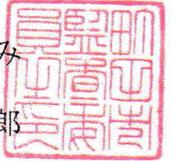
請求人 小林 美知 様

北林 キヨ子 様

巽 富士子 様

町田市監査委員 小 泉 めぐみ

同 古 川 健太郎



住民監査請求に伴う監査の結果について（通知）

2024年11月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

<問合せ先>

監査事務局

担当 佐藤・大竹

内線 4511・4512

第 1 請求の受付

1 請求人

小林 美知

北林 キヨ子

巽 富士子

2 請求書の提出

2024年11月28日

3 請求の内容

請求人から提出のあった住民監査請求書及び事実を証する書面から、請求の内容を次のように解した。

(1) 主張事実

2014年度から2017年度までに町田市が各会派に交付した政務活動費の一部について、政務活動費を充当すべき支出に対する交付とは認められず、不当利得返還請求権が認められた住民訴訟の判決（東京地方裁判所令和6年2月29日判決（令和2年（行ウ）第16号）。以下「町田市における政務活動費住民訴訟判決」という。）によれば、2018年度から2022年度までに町田市が各会派に交付した政務活動費の一部についても、次のとおり政務活動費を充当すべき支出に対する交付とは認められないものがある。

ア 調査活動費（病院の駐車場料金）

病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認され、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が存在する。そして、別表第1調査活動費（駐車場料金）の各支出については、実際に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等の政務活動のために上記各支出がされたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

したがって、別表第1調査活動費（駐車場料金）の各支出については、政務活動費を充当すべき支出ではない。

イ 調査活動費（タクシー料金）

午前1時台から午前4時台に利用したタクシーについては、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難いことから、別表第1調査活動費（タクシー料金）の各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠くものである。

したがって、別表第1調査活動費（タクシー料金）の各支出については、政務活動費を充当すべき支出ではない。

ウ 調査活動費（ガソリン料金）

議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はな

い。

したがって、別表第1 調査活動費(ガソリン料金)の各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は政務活動費を充当すべき支出ではない。

エ 通信費

議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、通信機器は、政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも使用されていた蓋然性が高い。

したがって、別表第1 通信費の各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は政務活動費を充当すべき支出ではない。

オ 事務費

市議会議員の活動は、その性質上広範かつ多岐にわたるものであることからすれば、議員事務所など会派控室以外の場所における活動には、政務活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。議員事務所など会派控室以外の場所で使用する事務機器、複写機等の購入費については、政務活動に資する備品等に係る費用についてのみ正当な支出となるといえるが、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実上不可能である。

したがって、別表第1 事務費の各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は政務活動費を充当すべき支出ではない。

(2) 措置要求

(1)に記載する主張事実のとおり、政務活動費を充当すべきでない支出について、市長は、別表第2に記載する各会派(以下「本件各会派」という。)に対し、同表に記載する本件各会派の返還請求額の返還請求権を行使することを求める。

4 監査委員の除斥

本件請求において、三遊亭らん丈監査委員及び東友美監査委員については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

5 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

第1の3(1)に記載する主張事実に基づき、市長が本件各会派に対する返還請求権を有しているかを監査対象とした。

2 監査対象部課

議会事務局を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、2024年12月10日に請求人に証拠の提出の機会の付与を行い、同月19日に請求人の陳述の聴取を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

請求人の陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき、議会事務局職員を立ち会わせた。

また、2024年12月12日に議会事務局から弁明書の提出がなされ、同月19日に議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。なお、議会事務局の弁明書及び陳述において、議会事務局を経由して本件各会派の主張を聴取した。弁明書及び陳述の内容は、次のとおりである。

- (1) 議会事務局は、第1の3(1)に記載する請求人の主張事実について、諸派(友井和彦)に係る主張事実以外は認める。
- (2) 本件各会派(諸派(友井和彦)を除く。)は、第1の3(1)に記載する請求人の主張事実について認める。
- (3) 議会事務局及び諸派(友井和彦)は、第1の3(1)に記載する請求人の主張事実のうち、2020年度の調査活動費(ガソリン料金)及び2021年度の事務費に係る主張事実は否認する。

2020年度の収支報告書及び会計帳簿に記載のとおり、当該年度の調査活動費(ガソリン料金)の支出額150,805円については、その2分の1の額を政務活動費の対象として計上している。

また、2021年度の2022年1月15日の事務費については、2023年9月25日付けで、町田市議会政務活動費収支報告書等修正届を提出し、当該支出を政務活動費の対象から削除している。なお、修正後の収支報告書に記載する支出額は、政務活動費の交付額を上回るため、返還義務は生じていない。

その余の第1の3(1)に記載する請求人の主張事実については、認める。

- (4) 議会事務局及び本件各会派は、第1の3(2)に記載する請求人が主張する返還請求額については、争う。返還請求額は、各年度の収支報告書上の支出の総額から政務活動費を充当すべきでない支出の合計額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る部分に相当する額である。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 法第100条第14項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるもの

と定め、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならないと定めている。

イ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月町田市条例第17号。以下「政務活動費条例」という。）第2条では、政務活動費は、町田市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付することを定め、政務活動費条例第3条第1項では、政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額6万円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの区分による期間ごとに交付すると定めている。

ウ 政務活動費条例第5条では、政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費と定め、政務活動費条例別表において用途基準を定めている。

政務活動費条例別表
政務活動費用途基準

項目	内容	例示
略	略	略
調査活動費	会派の行う調査研究活動及び情報収集等のために要する経費	交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代）、宿泊費、負担金等、車借上料、燃料費（ガソリン・軽油代）、有料道路通行料、駐車場代等
略	略	略
通信運搬費	会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費	電話代、ファクシミリ代等
事務費	会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する経費	消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代、情報機器代、ソフトウェア代等

エ 政務活動費条例第6条では、会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならないと定め、政務活動費条例第7条では、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添えて議長に提出しなければならないと定めている。

オ 政務活動費条例第8条では、政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならないと定めている。

カ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年3月町田市規

則第9号)第2条では、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、町田市議会政務活動費交付申請書を議長を經由して市長に提出しなければならないと定め、同規則第3条では、市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、町田市議会政務活動費交付決定通知書により、当該会派の代表者に通知すると定めている。

キ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条では、議長は、政務活動費条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付すると定めている。

ク 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針では、調査活動費(ガソリン料金)の上限について、2019年度以前にあっては144,000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものと定め、2020年度以後にあっては2分の1を支出できるものと定めている。

また、通信費の上限について、2019年度以前にあっては会派所属議員1人当たり240,000円を限度に支出することができるものと定め、2020年度以後にあっては具体的な使用実態を裏付ける証拠がない場合、2分の1とし、按分後の上限額は、会派所属議員1人当たり240,000円を限度に支出することができるものと定めている。

ケ 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針では、実費弁償の原則及び按分の考え方を次のとおり定めている。

	2019年度以前	2020年度以後
実費弁償の原則	政務活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。ただし、調査研究その他の活動のために自家用車を使用した場合の交通費(燃料代)、海外視察の際の食卓料及び通信費(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料)については、実費の把握が困難であること等から、一定の基準(定額を上限)で充当する。	政務活動は会派(議員)の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することを原則とする。
按分の考え方	会派(議員)の活動は、議会活動、選挙活動、政党活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられる。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でないと認められる場合にあつては、各活	

動の実績に応じた按分により充当することが考えられる。

- (2) 本件各会派に対する政務活動費の交付状況等について（住民監査請求書提出時点）
 収支報告書等の記載によれば、住民監査請求書提出時点における本件請求に係る各年度の本件各会派の政務活動費の交付額、政務活動に係る支出額、残余金返還額については、別表第3のとおりである。
- (3) 本件各会派に対する政務活動費の交付状況等について（住民監査請求書提出後）
 住民監査請求書提出後の2024年12月16日から2025年1月15日までにおいて、本件各会派から各年度の町田市議会政務活動費収支報告書等修正届が提出され、次表に定める額の政務活動費の返還がなされた。

会派名	2018 年度分 返還額	2019 年度分 返還額	2020 年度分 返還額	2021 年度分 返還額	2022 年度分 返還額
自由民主党		288,151 円		122,434 円	
公明党	883,571 円				
まちだ市民クラブ	560,982 円				302,507 円
保守の会	836,013 円				
諸派(新井よしなお・ 矢口まゆ)	117,273 円				
諸派 (友井和彦)	62,468 円	153,798 円			
諸派 (藤田 学)					
選ばれる町田をつく る会					141,555 円

2 判断

1 事実関係の確認に基づき、本件請求について、次のように判断する。

(1) 返還請求権の判断枠組みについて

最高裁判所第二小法廷平成30年11月16日判決（平成29年（行ヒ）第404号）及び最高裁判所第三小法廷令和3年12月21日判決（令和2年（行ヒ）第335号）によれば、政務活動費の不当利得返還について、次のように判断がされている。

政務活動費の交付の決定は年度ごとにされ、収支報告書の提出も年度ごとに行うこととされているところ、法及び当該自治体の条例は、政務活動費の用途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務活動費のうち、上記用途に適合した支出に充てなかった残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。当該自治体の条例の返還規定は、このような場合に不当利得返還義務が発生することを明確にしたものであると解される。

また、当該自治体の条例は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費を交

付すべきものとは定めておらず、年度ごとに交付の決定を行い、当該決定に基づいて一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、使途基準に適合した支出に充てなかった残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務活動費が使途基準に適合した支出に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに、当該自治体の条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。そうすると、以上のような当該自治体の条例の定めの下では、政務活動費の収支報告書に使途基準に適合しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る場合に、当該政務活動費の交付を受けた会派は、当該下回る部分に相当する額のみを、不当利得返還義務を負うものと解するのが相当である。

また、町田市における政務活動費住民訴訟判決においても、上記最高裁判決と同様に、収支報告書上の支出の総額から使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務活動費の交付額を下回る場合に、当該政務活動費の交付を受けた会派は、当該下回る部分に相当する額のみを、不当利得返還義務を負うものとされている。

本件請求においても、不当利得返還請求権について、同様に判断する。

(2) 政務活動費を充当すべきでない支出の判断枠組みについて

町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、政務活動費を充当すべきでない支出について、次のように判断がされている。

法第100条第14項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと定めているところ、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解するのが相当である。

そうすると、政務活動費を充てることが許される会派又は議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為又は活動が、その客観的な目的や性質に照らし、議員としての活動との間に合理的関連性を有することを要するものと解される。

政務活動費条例第5条では、政務活動費を充てることができる経費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費と定め、政務活動費条例別表において使途基準の項目、内容及び例示を定めている。

また、町田市議会政務活動費使途基準の運用指針においては、使途基準についての留意事項、政務活動費として支出できない経費、実費弁償の原則・按分の考え方について規定されていることからすれば、同運用指針は、使途基準の内容をより具体化したものであると解するのが相当である。

このように、政務活動費が用途を限定して交付される公金であり、政務活動費条例第8条では、残余があれば返還しなければならないことからすれば、政務活動費を充てることが許される会派の調査研究その他の活動（政務活動）にかかる経費に該当するためには、当該行為又は活動に基づく支出が用途基準に則したものであることを要するものと解され、政務活動費条例に基づき政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を用途基準に適合しない支出に充てた場合には、当該支出は、政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられたものということになる。

本件請求においても、政務活動費を充当すべきでない支出について、同様に判断する。

(3) (1) 及び (2) の判断枠組みに基づき、本件請求について、次のように判断した。

ア 請求人が主張する別表第4に記載する本件各会派に対する各年度の政務活動費に係る不当利得返還請求権について

別表第4に記載する本件各会派の各年度の収支報告書等によれば、収支報告書上の支出の総額から請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない額を控除した額が政務活動費の交付額を下回らず、不当利得返還義務が生じない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断する。

イ 請求人が主張する別表第5に記載する本件各会派に対する各年度の政務活動費に係る不当利得返還請求権について

別表第5に記載する本件各会派の各年度の収支報告書等によれば、収支報告書上の支出の総額から請求人が主張する政務活動費を充当すべきでない額を控除した額が政務活動費の交付額を下回り、不当利得返還義務が生じる余地がある。そのため、請求人が主張している政務活動費を充当すべきでない支出が、用途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものであるかについて、次のように確認した。

(ア) 第1の3 (1) ア 調査活動費（病院の駐車場料金）

町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認されるから、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせるとされている。そして、議会事務局及び自由民主党会派の主張によれば、当該支出に政務活動費を充当すべきでないことを認めており、私的利用目的であることの推認を覆すものが確認できない。

したがって、当該支出については、用途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものと判断する。

(イ) 第1の3 (1) イ 調査活動費（タクシー料金）

町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、午前3時から午前4時頃までのタクシーの利用については、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難いとされている。そして、議会事務局、自由民主党会派及び諸派（新井よしなお・矢口まゆ）は、当該時間帯に政務活動

を行った具体的な事情を主張せず、当該支出に政務活動費を充当すべきでないことを認めている。

したがって、当該支出については、使途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものと判断する。

(ウ) 第1の3 (1) ウ調査活動費(ガソリン料金)、エ通信費及びオ事務費

a 町田市における政務活動費住民訴訟判決によれば、調査活動費(ガソリン料金)、通信費及び事務費について、次のような判断がされている。

(a) 町田市議会政務活動費使途基準の運用指針における実費弁償の原則及び按分の考え方を踏まえると、政務活動費は実費弁償を原則とし、会派の活動は、政務活動以外にも、後援会活動、政党活動その他の政治活動のほか、議員としての立場を離れた私的活動があるなど、多面性を有するのであり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、明確に区分することが困難である場合について、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でないと認められる場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当すべきである。

(b) 燃料費、通信費及び議員事務所など会派控室以外の場所で使用する事務機器、複写機等の事務費については、その一部が政務活動に必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用されるということも十分に考えられるから、政務活動のみに、車両、通信機器、事務機器、複写機等が使用された記録をするなどしていない限りは、車両、通信機器、事務機器、複写機等の使用実態を認定し、客観的にみて合理的に区分することは困難である。

(c) 車両、通信機器、事務機器、複写機等の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらないものについては、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分の上、政務活動に係る額についてのみ、政務活動費を充当することができるかと解するのが相当である。そして、上記の合理的な割合については、当該車両、通信機器、事務機器、複写機等の使用目的等、すなわち、政務活動のほかに後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動を含む蓋然性及びその割合等、当該事案の具体的な事情を考慮して定めるのが相当であり、政務活動に係る車両、通信機器、事務機器、複写機等の具体的な使用実態を確認できない場合にあっては、使途基準に適合し、政務活動に充当すべき額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については使途基準に適合しない支出と認めるのが相当である。

b そして、議会事務局及び本件各会派は、政務活動に係る車両、通信機器、事務機器、複写機等の具体的な使用実態を主張せず、当該支出(諸派(友井和彦)の2020年度の調査活動費(ガソリン料金)及び2021年度の事務費を除く。以下このbにおいて同じ。)に政務活動費を充当すべきでないことを認めている。

したがって、当該支出について、使途基準に適合し、政務活動に充当すべ

き額は、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については使途基準に適合しない支出であり、政務活動との合理的関連性が認められないものと判断する。

- (4) (3)に基づき、請求人が主張している政務活動費を充当すべきでない支出について、別表第6のとおり政務活動費を充当すべきでない支出を確認した。なお、請求人の主張にはないが、一部の支出において二重計上、消費税の計算が正しく行われていないもの等があった。また、燃料費（ガソリン料金）及び通信費の上限額は按分された額に適用されるため、実際の支出額を按分し、政務活動費を充当すべきでない支出額を算定している。これらの詳細については、同表の注記の欄に記載のとおりである。
- (5) 諸派（友井和彦）の2020年度の調査活動費（ガソリン料金）については、収支報告書、領収書等により、当該支出額の2分の1の額を政務活動費の対象として計上していることから請求人が主張している事実自体が認められないことを確認した。また、2021年度の2022年1月15日の事務費については、既に町田市議会政務活動費収支報告書等修正届を提出し、政務活動費を充当する対象から削除する修正を行っており、かつ、修正後の収支報告書に記載する支出額が交付額を下回らないため、不当利得返還義務は生じていないことを確認した。
- (6) (4)及び(5)の確認の結果、住民監査請求書の提出時点において、別表第5に記載する本件各会派は、町田市に対し同表の⑦'住民監査請求書提出時点の不当利得額の不当利得返還義務を負うものであり、市長は、同表に記載する本件各会派に対し、当該額の不当利得返還請求権を有すると認めるのが相当である。
- (7) しかし、別表第5に記載する本件各会派は1事実関係の確認(3)本件各会派に対する政務活動費の交付状況等について(住民監査請求書提出後)に記載のとおり、同表の⑦'住民監査請求書提出時点の不当利得額に相当する額を既に返還している。したがって、返還された部分について、請求事由が消滅したと判断する。

3 結論

以上により、次の通り判断する。

- (1) 請求人が主張する諸派（友井和彦）の2020年度の調査活動費（ガソリン料金）の返還請求権の行使については、当該支出額の2分の1の額を政務活動費の対象として計上しており、請求人が主張している事実自体が認められないことから、却下する。
- (2) 請求人が主張する返還請求権の行使のうち、別表第5に記載する本件各会派が返還した額に相当する部分は、請求事由が消滅したことから却下する。
- (3) 請求人が主張する(1)及び(2)以外の返還請求権の行使については、請求人の主張には理由がない。